

# 埼玉青年税理士連盟入会申込書

私は、埼玉青年税理士連盟の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

平成 年 月 日

フリガナ

氏名 \_\_\_\_\_

事務所所在地 〒 \_\_\_\_\_

TEL ( ) \_\_\_\_\_

FAX ( ) \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_@\_\_\_\_\_

自宅住所 〒 \_\_\_\_\_

TEL ( ) \_\_\_\_\_

FAX ( ) \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_@\_\_\_\_\_

正会員・準会員の別

正会員 ・ 準会員

郵便物の送付先

事務所 ・ 自宅

## 埼玉青年税理士連盟事務局

〒332-0001

埼玉県川口市朝日5-4-21

田中税理士事務所内

TEL 048-226-0766

FAX 048-226-0740

# 埼玉青年税理士連盟規約

## (名 称)

第1条 本会は埼玉青年税理士連盟と称する。

## (目 的)

第2条 本会は会員相互の親睦と互助及び研鑽を図り、納税者の権利をまもり、租税制度の改善と税理士制度の発展を図ることを目的とする。

## (会 員)

第3条 本会の会員は次のとおりとする。

埼玉県に事務所または住所を有する税理士（以下正会員と称する）及び税理士となる資格を有する者（以下準会員と称する）で、本会の目的に賛同する者とし、特に年齢は問わないこととする。

準会員が税理士登録をしたときは正会員となる。例外として他県の税理士についても幹事会の承認を受け、会員となることができる。

## (入 会)

第3条の2 本会への加入については、入会届が提出され受理された場合とする。

## (退 会)

第3条の3 本会からの退会については、次のいずれかの事由が生じた場合とする。

1. 退会届が提出され、受理された場合
2. 会員が死亡した場合
3. 第15条に定める会費を2年以上滞納し、幹事会において退会の決議がなされた場合

## (役 員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- |         |     |          |      |
|---------|-----|----------|------|
| (1)代表幹事 | 1名  | (2)副代表幹事 | 3名以内 |
| (3)幹事   | 若干名 | (4)会計監事  | 2名以内 |

## (選 任)

第5条 役員は定期総会において正会員の中から選任する。ただし、幹事は準会員の中から選任することを妨げない。

## (任 期)

第6条 役員の任期は就任の時から翌年の定期総会終結時迄の一年間とする。但し再選を妨げない。補欠就任者の任期は前任者の残任期間とする。

## (代表幹事)

第7条 代表幹事は本会を代表し、会務を統括し幹事会の決議に基づき会務を執行する。

## (副代表幹事)

第8条 副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事故ある時はこれを代行する。

(会計監事)

第9条 会計監事は会計を監査し、毎年定期総会に報告する。

(総会)

第10条 定期総会は毎会計年度終了3ヶ月以内に代表幹事がこれを召集し、本会運営に関する基本的事項を決定する。臨時総会は代表幹事が必要であると認めるとき、または正会員の4分の1以上の者が会議の目的たる事項を示して請求した時、これを召集しなければならない。

(幹事会)

第11条 幹事会は代表幹事がこれを召集し、総会の決議に基づき会務の執行に関する事項を決定する。

(決議)

第12条 総会の決議は出席会員、幹事会の決議は出席幹事の過半数をもって決する。委任状はこれを認めない。出席できなかった会員には事後報告する。

(顧問及び相談役)

第13条 本会は幹事会の決議により、顧問及び相談役を委嘱することができる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は毎年5月1日より翌年4月30日までとする。

(会費)

第15条 本会の会費は正会員については年額18,000円、準会員については年額8,000円とする。また、幹事会の決定により特に必要があるときは特別会費を集めることができる。

2. 中途入会者の初年度会費について、入会が5月1日より10月31日の場合には、前項の規定の2分の1とし、11月1日より4月30日の場合には、免除とする。

3. 中途退会の退会年度会費は返却しないものとする。

(規約改正)

第16条 本規約の改正は総会の決議による。

(事務所)

第17条 本会の事務所は原則として代表幹事の本会事務所内におく。

(附則)

- (1) この規約は昭和58年7月開催の定期総会の時から施行する。
- (2) ただし、第15条は平成6年7月9日から適用する。
- (3) ただし、第5条及び第12条は平成22年8月21日から適用する。
- (4) ただし、第3条の2及び3は平成24年7月7日から適用する。
- (5) ただし、第15条は平成30年7月7日から適用する。